新型コロナウイルス感染症対策関係　各国データ保護機関等の見解等①

EDPB（欧州データ保護会議）

主に以下の内容の声明を発出（3月20日）。

１．個人データの取扱の適法性

○　権限のある当局（公衆衛生当局など）による特別な種類のデータを含め、個人データの取扱いについて、とくに国内法に基づき当局による法的権限の範囲内にあるときは、GDPRの6条（訳注：取扱いの適法性）と9条（訳注：特別な種類の個人データの取扱い）により個人データの取扱いが可能になる。
　さらに、位置データのような電子通信データについては、eプライバシー指令を実施する国内法も遵守されなければならない。

２．個人データの取扱に関する中核的原則

○　個人データは、特定かつ明確な目的のために取り扱われるべき。
○　データ主体は、個人データの保有期間や使用目的等に関する透明性のある情報を受け取るべき。
○　データセキュリティ及び機密保持の施策は適切に実施されるべき。

（出典）各機関ホームページ（当委員会による仮訳）

新型コロナウイルス感染症対策関係　各国データ保護機関等の見解等②

EDPB（欧州データ保護会議）（続き）

３．モバイル端末の位置情報の使用

○　当局はまず、匿名化により（すなわち個人が再識別されない方法によりデータを加工して）、位置情報を取り扱うことを志向しなければならない。これによりある場所のモバイル端末の集中度合いに関するレポートを生成することができる。適切に匿名化されたデータには、個人データ保護ルールは適用されない。
○　匿名データを取り扱うだけでは済まない場合には、eプライバシー指令により、加盟国は公衆の安全を確保するための立法措置を講じることができる（15条）。
○　もし匿名化されていない位置情報の取扱いを許容する措置を講じる場合、加盟国は、電子通信サービス利用者に、司法救済への権利を与えるなど、十分なセーフガードを設けなければならない。比例性原則も適用され、達成すべき目的に鑑みて最も侵害的でない手段を講じることが求められる。

４．雇用者による個人データの取扱

○　雇用主が、訪問客又は従業員の健康状態に関する情報提供を求める際は、国内法が許容する範囲でのみ求めるべきであり、従業員の健康状態の確認も、国内法で義務付けられている場合に限って行うべき。
○　従業員が新型コロナウイルスに感染したことを同僚又は外部に公表する際には、必要以上の情報を公表するべきではなく、感染した従業員の氏名を公表することが必要な場合には、まず、当該従業員に事前に通知されるべき。

（出典）各機関ホームページ（当委員会による仮訳）

新型コロナウイルス感染症対策関係　各国データ保護機関等の見解等③

フランス・CNIL

雇用者による個人データ収集に関して、主に以下の内容の見解をウェブサイトに掲載（5月7日）。

○ 雇用者は、従業員等の健康と安全に責任を有し、適切な労働環境を確保する役目があり、GDPRに従い、法的義務の遵守に厳密に必要な場合に、従業員等の個人データを処理する権利を有する。

○ 従業員は、COVID-19のようなパンデミックの状況においては、通常時の病欠連絡とは異なり、同僚等をウイルスに接触させてしまった可能性のあるときは、自らのウイルス感染の確認又は疑いについて雇用者に報告しなければならない（テレワークや自己隔離下にある同僚等と接触する機会のなかった従業員についてはこの限りでない）。雇用者は、これらの報告に対して、法的及び契約上の義務を果たすために厳密に必要な個人データ処理のみを行うことができる。必要があれば、雇用者は権限のある健康当局に、感染者の医療に必要な要素について連絡することができるが、いかなる場合であっても、感染者や感染の疑いのある者の識別情報は、他の従業員に伝えられてはならない。

○ 個人の健康状態に関するデータは、そのセンシティブな性質上、原則として取扱いが禁じられている。かかるデータを取り扱うためには、GDPR上の例外規定の一つに当てはまる必要がある。

（出典）各機関ホームページ（当委員会による仮訳）

新型コロナウイルス感染症対策関係　各国データ保護機関等の見解等④

ドイツ・BfDI

雇用者による個人データ処理に関して、主に以下の内容のガイダンスをウェブサイトに掲載。

○　健康データは、GDPR第9条に従って特に保護され、基本的に制限された方法でのみ取扱いが可能だが、コロナパンデミックを封じ込めたり従業員を保護したりするためのさまざまな対策にデータを収集して使用できる。比例の原則と法的根拠は常に守られなければならない。

○　次のいずれかに該当する従業者や来訪者の個人情報の取得は、新型コロナ感染症対策として認められる、健康データを含む個人データの取扱いに含まれる。

・感染が判明し、又は感染が判明したものと接触した者

・ロベルト・コッホ研究所によって危険地域に分類される場所に滞在した者

○　一方、感染が確認され、又はその疑いが生じた者の個人情報を、当該者に接触した他の者に開示することは、当該他の者による予防措置のために例外的に個人識別情報が必要な場合に限って、適法である。

○　従業者は、労働法等に基づく付随的な義務として、雇用者及び第三者に対する協力義務を負い、感染の事実を雇用者に伝える義務は、第三者の重要な利益を保護するという従業者の付随的な義務の一端と考えられる（一定の状況下では、接触した個人に係る個人情報の開示が許容される）。

（出典）各機関ホームページ（当委員会による仮訳）

新型コロナウイルス感染症対策関係　各国データ保護機関等の見解等⑤

イタリア・Garante per la protezione dei dati personali

従業員の健康データの収集等に関して、主に以下の内容の見解をウェブサイトに掲載（3月2日）。

○　雇用者は、事前に、組織的かつ一般化された方法で、被用者等の病気の徴候や業務環境に関連しない情報を収集することは差し控えなければならない。

○　コロナウイルス特有の症状や人々に移動に関する情報を調査し、収集することは、公衆衛生ルールの確保を任務とした、保健の専門家や市民保護システムの責任において行われる。

○　全てのデータの管理者に対し、法律等に定められていない独自の運用により健康データを収集することなく、保健当局が示す指示にきちんと従うことを要請。

※　この他、様々な状況における個人データの取扱いについてのFAQ（英語版含む）も同ウェブサイトで公表している。

イギリス・ICO

医療関係機関、事業所等における個人データの取扱に関して、主に、以下の内容の見解・Q&Aをウェブサイトに掲載（6月26日確認時点）。

Q：　医療関係機関として、コロナウイルスに関係する個人に、事前の同意なく連絡できるか？

A：　政府、NHSあるいは医療従事者がCOVID-19ウイルスに関する公衆メッセージを電話やメール等で個人に発信することは、ダイレクトマーケティングに該当せず、データ保護法や電気通信法によって妨げられない。

Q：　公衆衛生上の目的で、従業員の健康に関する情報を当局に提供できるか？

A：　貴組織が特定の個人に関する情報を当局に提供しなければならないということは考えにくいが、必要であるならば、データ保護法はかかる提供を妨げない。

（出典）各機関ホームページ（当委員会による仮訳）

新型コロナウイルス感染症対策関係　各国データ保護機関等の見解等⑥

イギリス・ICO（続き）

Q：　パンデミックが収束した後にも、データ共有を行うことができるか？
A：　パンデミックが収束した後に、データを共有し続ける必要があるかどうか、当該データを処理するための法的根拠があるかどうかを確認する必要があり、関連する法的根拠を特定できない場合は、患者の機密情報の共有と処理を停止する必要がある。

Q：　従業員の職場復帰後に、コロナウイルス感染の有無を検査することについて、データ保護法を考慮しなければならないか？
A：　GDPR及び2018年データ保護法に従い、適法であり、公正であり、かつ、透明性のある形で処理される必要がある。健康に関連するデータはよりセンシティブであり、「特別な種類のデータ」に分類され、なお慎重に保護されなければならない。データ保護法は、現在の公衆衛生上の緊急事態に際し、従業員と公衆の安全を確保するために、必要な措置を講じることを妨げるものではないが、人々の個人データの取扱いに責任を持ち、注意深い取扱いを確保しなければならない。

Q：　どのようにして、従業員への検査が、データ保護法を遵守していると示すことができるか？
A：　「アカウンタビリティの原則」に基づく必要がある。一つの手段としては、データ保護影響評価（DPIA）が考えられる。DPIAで評価すべき項目として、行おうとしている活動の内容、データ保護リスク、当該活動の必要性・比例性、データ保護リスクの緩和策、当該緩和策が有効であるための計画又は確認が挙げられるが、新たなリスクに応じて柔軟に設計される必要があり、ICOではそのテンプレートを提供している。

（出典）各機関ホームページ（当委員会による仮訳）

新型コロナウイルス感染症対策関係　各国データ保護機関等の見解等⑦

イギリス・ICO（続き）

さらに、ロックダウンの緩和やビジネスの再開に当たり、事業者が個人情報を取り扱う上で考慮すべき、以下の６つの主要な手順を提示。（6月26日確認時点）

① 必要な個人情報のみ収集・利用する。
② 収集は必要最小限にとどめる。
③ 従業員に関するデータを取り扱う際は、明確・オープンで誠実でなければならない。
④ 差別を引き起こさないように、人を公平に扱う。
⑤ 保有した情報は安全に保つ。
⑥ 従業員が、自身の個人情報に関する権利を行使できるようにしなければならない。

※ 上記の点も含め、ICOは、規制アプローチ、検査、従業員の健康状態の監視、パンデミック期間中の個人データの取扱いに関するガイダンス等を発出している。

シンガポール・PDPC

主に以下の内容の見解をウェブサイトに掲載。

○ 感染大流行といった非常時は、本人の同意なく、組織が建物への訪問者に関連する個人データを収集・利用・開示が可能である。

（出典）各機関ホームページ（当委員会による仮訳）

新型コロナウイルス感染症対策関係　各国データ保護機関等の見解等⑧

CIPL (Centre for Information Policy Leadership)

新型コロナ感染拡大防止に際し、官民問わず、あらゆる組織が、プライバシー保護のために直ちに実行できる、アカウンタビリティを果たすための12の原則を列挙したレポートを発出（4月14日）。

1.データの使用目的の明確化及び文書化
2.比例性テスト
3.プライバシー影響評価
4.個人に対する透明性
5.堅牢なセキュリティ
6.保管及び使用の制限
7.役割、責任及び訓練
8.データ共有に関する契約及び協定
9.検証に基づく信頼
10.組織内の監督及び外部検証
11.規制当局の関与及び検証
12.技術的措置によるプライバシー・バイ・デザイン

（出典）各機関ホームページ（当委員会による仮訳）

民間団体・専門家グループ等の反応

4/2 Human Rights Watch、Privacy International等の103団体による共同声明

追跡・監視のためのデジタル技術に関して、各国政府が満たすべき8つの条件を列挙。

1. 正当な公衆衛生上の目標に基づき、合法的、必要かつ適度で、透明性があり正当化できる
2. 期限があり、その継続は感染爆発に対応するのに必要な期間にかぎられる
3. 適用範囲と目的に定めがあり、感染爆発に対応する目的に限られる
4. 収集された個人情報の十分な保護がある
5. 周辺化された集団に対する差別やその他の権利侵害につながるリスクを軽減する措置がある
6. 他の公的機関または民間企業との情報共有について透明性が保たれている
7. 起きる人権侵害に保護措置を盛り込み、効果的な救済策が盛り込まれている
8. 情報収集に関して、自由、活発かつ有意義な参加機会をステークホルダーに提供する

4/2 Computational Privacy Group（技術者グループ）による提言

接触追跡アプリについて考慮すべき８つの要素を列挙。

1. 当局により収集される個人データをどのように制限するか
2. 利用者の匿名性をどのように保護するか
3. 感染リスクのある利用者を当局に知らしめるか
4. 誰が感染したか・感染リスクがあるかを、他の利用者に知られるか
5. 他の利用者の個人情報を知ることができるか
6. 外部の第三者によりが利用者を追跡したり、感染しているかどうかを推定されないか
7. 感染者・感染リスクのある者の個人データを保護する追加的措置があるか
8. どのようにシステムの挙動をチェックできるか

（出典）各ホームページ（当委員会による仮訳）